

環境についてみんなで考えよう

かんきょう通信

環境林務課

◆特定外来生物への取り組み◆

厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画では、野生生物の状況の把握を関連施策と位置づけています。

その中でも、平成19年度より計画に沿って取り組んでいる特定外来生物について、お知らせします。

特定外来生物とは

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年2月2日制定）によって定められた『もともと日本にいなかった外来生物』のうち『生態系、人の生命・身体および農林水産業へ影響がある』と考えられる動植物のことです。

日本では現在148種類が指定されており、飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などが原則として禁止されています。

厚岸町においては、『アメリカミシシッピ』『セイウオオマルハナバチ』『ウチダザリガニ』『オオハンゴンソウ』の4種類が確認されています。

現在、町内でのアメリカミシシッピによる農業などへの被害は確認されていません。

セイウオオマルハナバチは、繁殖すると餌や巣の競合により、在来種を駆逐したり、受粉に依存する植物を減少させる心配がありますが、町内の生物生態系へ与える影響については現時点では不明です。

ウチダザリガニは尾幌川など町内の一部の河川で生息が確認されており、漁業資源の保全のため、平成28年度より厚岸漁業協同組合と協力し駆除作業を行っています。

オオハンゴンソウは種子と地下茎により盛んに繁殖し、在来植物の生育域を狭めるなどの影響があります。過去12年間町内の生息調査を実施した結果、町内287カ所の生息を確認しています。町は国が定める防除の目標に沿い、保全すべき『要注意

エリア』を定めています。そのエリア内である、子野日公園および太田屯田の赤松生育地周辺では、既にオオハンゴンソウの生息が確認されています。



オオハンゴンソウ

特定外来生物防除の取り組みについて

子野日公園では公園内での防除作業を、平成19年度からボランティアを募って試験的に行っています。

防除作業は取り残しの根茎や埋蔵種子の発芽などにより、根絶にはかなりの年数がかかると考えられるので、来年度以降もボランティアを募り、継続的に防除作業を行う予定です。

なお、太田屯田の赤松生育地周辺については、今後も監視を続けます。ウチダザリガニについては、9月から10月にかけて、町内の3河川で

駆除を予定しています。昨年は8回の作業で、合わせて196匹のウチダザリガニを駆除しました。



ウチダザリガニ

特定外来生物の取り扱いについて

オオハンゴンソウは、個人の所有地などで生育していることもあり、所有地内の防除作業については、他の場所に植え替えなどを行わない、種子を拡散させないように管理するなど、在来の植物に影響がでないように工夫しましょう。種子による繁殖を防ぐためにも、なるべく花が咲く前に刈り取りをしてください。

花が咲いてしまった場合は花弁部（種子部）を摘み取り、ごみ袋に入れて燃やせるごみとして、定められたごみの日に出してください。特定外来生物のため、生ごみではなく燃やせるごみとなります。

ウチダザリガニを見つけた場合は、持ち帰ったり他の場所に放したりしないようにしましょう。

●問い合わせ／環境衛生係